

白楽ロックビル 殿

国立大学法人福井大学長
内木 宏延（公印省略）

本調査実施に係る異議申し立てについて（回答）

令和7年6月9日付け25福井大第544号「研究不正疑惑に関する告発に係る本調査実施について」で通知した本調査委員会委員に関する貴殿からの異議について、下記のとおり回答します。

記

<異議1について>

1. 異議申し立てについて： 異議を認めない

2. 理由

(1) 本調査の体制について、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中では、以下①～③が定められています。

- ① 当該調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会を設置すること
- ② この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成されること
- ③ 全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない

令和7年6月9日付で貴殿宛に送付した本調査実施通知では、上記③を確認する目的で、通知していることをご理解いただければ幸いです。その上で、本学が現在、本調査委員をお願いしている委員については、上記③を満たす者であることを確認しております。

(2) 本調査委員について、本学では「福井大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則」第6条に則り、選定しています。

第6条

- (1) 研究を担当する理事
- (2) 学長が指名する教員 2名以上
- (3) 法律関係の専門的知識を有する者 1名以上
- (4) 第8条に規定する本調査にあつては、当該研究分野の研究者であつて本学に属さない者 2名以上
- (5) その他学長が特に必要と認めた者

なお、今回の調査委員は、上記(1)(2)に加え、研究経験、研究公正に関する指導経験、および、研究不正調査の経験を踏まえて選定しています。

従いまして、本学としては、本調査の体制に問題はないと考えており、調査委員の変更の必要はないと判断しました。当初の委員で、今後、迅速に調査を進めていきます。

<異議2について>

1. 異議申立てについて： 異議申し立ての対象外となります。

2. 理由：

6/9 付で送付した本調査実施通知書においては、本調査委員に関する異議の確認をしており、調査対象論文は異議申し立ての対象となっていないので、異議2についてはご意見として承ります。

現在、本調査前の段階ですので、本調査実施通知書には、「告発の対象となった論文」を記載しており、「調査対象論文」は記載していません。「調査対象論文」については、「告発の対象となった論文」3編をもとに、研究公正調査委員会がその調査状況に応じて、追加等を判断する予定です。

以 上

本件事務担当：福井大学 研究・地域連携推進部・研究推進課 〒910-8507 福井県福井市文京3丁目9番1号 e-mail: fc-madoguchi@ml.u-fukui.ac.jp
--